

国際的傾向として「個人の健康教育」から「たばこの存在する社会環境」と「青少年をはじめとする未喫煙者」を対策の主眼にし、必要な規制や法的整備が進められています。EBM/EBH^{*1}をもとに、強力な広告規制で子供・青少年・女性など新たな喫煙者を生まないこと、受動喫煙防止のため公共の場所の禁煙が推進されています。

EU では、ラジオ、印刷物、インターネットなど主要なメディアによる広告を規制する新法を制定する予定で、たばこの製造・販売の新規制として「ライト」「マイルド」などの語句の使用禁止、「たばこは人殺し」の警告表示、添加物の表示・公開を義務づけます。また、タール、ニコチンの含有量規制、一酸化炭素の発生規制を2004年から始めます。青少年に販売可能な場所の自動販売機の設置禁止。さらに、先進的取り組みとして、フランスやドイツの公共の場の禁煙、多くの国でたばこの価格を上げ喫煙の抑制を狙う見込みです。

米国は、前述の EU 規制の多くを既に実施中。今後、未成年者向け雑誌やスポーツ文化行事等で広告禁止。公共の場の喫煙制限は自治体で異なるが、強化の方向。警告表示は「喫煙は肺がん、心臓病、肺気腫の原因で、妊娠を困難にする」と有害性明記の方針。

アジアでは、タイの飲食店、公衆トイレ内の喫煙禁止、マレーシアは2003年から一切のたばこ広告を禁止。WHO は、国際的なたばこ規制条約締結を主張し、各国政府にたばこ価格の5%以上の引き上げを要求中で、これにより数百万人の生命が救われると述べています。

表1

国名	広告規制 (TV 等)	自動販売機	公共の場所	警告表示 (義務づけ)
日本 (*2)	テレビ (TV)、ラジオでの銘柄広告を中止 (自主規制)	管理不十分なものの不許可・深夜販売の自粛	医療機関の分煙指導・公共交通の自主的対策要請	「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」
EU	TV 広告の禁止	青少年に販売可能なものの設置禁止	争議時の非喫煙者優先 (決議)	「たばこは著しく健康を害する」
米国	TV、ラジオ、雑誌 (未成年向け)	青少年のいる環境での設置禁止	州独自の喫煙規制	「肺がん、心臓病、肺気腫の原因、妊娠を困難に」

(*1) EBM (Evidence Based Medicine…根拠にもとづく医学)
EBH (Evidence Based Health care…根拠にもとづく医療)

(*2) 健康増進法 (平成15年5月1日施行) では、学校・官公庁等における受動喫煙防止を規定